

## 令和5年度福島県被災宅地危険度判定士養成講習会

- 1 日時及び場所  
令和6年1月22日（月）13：30～16：30 受付13：00から  
福島県庁 正庁（本庁舎5階）
- 2 受講対象者  
福島県被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項各号のいずれかに該当する希望者
- 3 講師  
公益社団法人全国宅地擁壁技術協会  
福島県土木部まちづくり推進課
- 4 受講料  
無料
- 5 テキスト  
各自にて用意（福島県ホームページよりダウンロード）
- 6 講習会次第  
13：00～13：30 受付  
13：30～13：45 被災宅地危険度判定制度について  
福島県土木部まちづくり推進課担当  
13：45～16：00 被災宅地危険度判定技術について  
公益社団法人全国宅地擁壁技術協会講師  
16：00～16：10 質疑  
（ 講義終了 ）  
16：10～16：30 受講修了証、福島県被災宅地危険度判定士登録証の交付  
16：30 終了予定

- ※ 福島県被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項
- 第1号 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに該当する者
  - 第2号 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
  - 第3号 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者